

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

安心して育児休業を取得できる環境をつくるための方策を検討する。

1. 計画期間： 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容：

目標1 育児介護休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 提供情報内容の検討

令和3年4月～ 情報提供の実施

目標2 育児介護休業期間中、定期的に職場に関する情報を提供する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 提供情報内容の検討

令和3年4月～ 情報提供の実施